

奈良県告示第四百七十七号

平成十八年三月奈良県告示第六百九十四号（奈良県消費生活条例第十四条第一項の規定による不当な取引行為の指定）を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一の1の(二)中「契約を締結する意思がない旨」を「はり紙による表示その他の方法により訪問販売等に係る勧誘を拒絶する意思」に改める。